

内共第二号共同漁業権漁場

漁場の位置

筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第十一号、基点第十二号）から下流域及び同

支派流

漁場の区域

基点「第十一号」及び「第十二号」を結ぶ直線と基点「第十五号」及び「第十六号」を結ぶ直線との間の筑後川本流、基点「第十七号」及び「第十八号」を結ぶ直線から上流の早津江川、基点「第七号」及び「第八号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第二十九号」及び「第三十号」を結ぶ直線から下流の開平江川、基点「第三十一号」及び「第三十二号」を結ぶ直線から下流の寒水川、基点「第三十三号」及び「第三十四号」を結ぶ直線から下流の大島江川、基点「第三十五号」及び「第三十六号」を結ぶ直線並びに基点「第三十七号」及び「第三十八号」を結ぶ直線から下流の大島江川、基点「第四十号」及び「第四十一号」を結ぶ直線から下流の鶴津江川、基点「第四十二号」及び「第四十三号」及び「第四十四号」を結ぶ直線から下流の田手川、基点「第四十五号」及び「第四十六号」を結ぶ直線から下流の佐賀江川並びに基点「第四十七号」及び「第四十八号」を結ぶ直線から下流の中地江川の区域

基点第十一号

基点第十二号 福岡県久留米市城島町と同市三瀬町境標柱

十五号 福岡県柳川市七ヶ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境

基点第十三号

佐賀・福岡両県漁場境界標柱石

十七号 佐賀県佐賀市川副町大字大託間字昭和揚西南角に設置した標柱

十八号 佐賀県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側左岸橋台角

七号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側右岸橋台角

八号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋右岸角

九号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錦井橋右岸角

十号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錦井橋左岸角

十一号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、銀杏橋下流側右岸橋台角

十二号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、銀杏橋下流側左岸橋台角

十三号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側右岸橋台角

十四号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側左岸橋台角

十五号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井橋右岸角

十六号 佐賀県三養基郡みやき町向島、鐘つき井橋左岸角

十七号 佐賀県神埼市千代田町下板、城東橋下流側左岸橋台角

十八号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鐘つき井橋右岸角

十九号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鈴津江井橋左岸角

二十号 佐賀県神埼市千代田町柳島、鈴津江井橋右岸角

二十一号 佐賀県神埼市千代田町柳島、城東橋下流側右岸橋台角

二十二号 佐賀県神埼市千代田町柳島、新橋下流側右岸橋台角

二十三号 佐賀県神埼市千代田町柳島、新橋下流側左岸橋台角

二十四号 佐賀県神埼市千代田町柳島、加与丁橋下流側右岸橋台角

二十五号 佐賀県神埼市千代田町柳島、加与丁橋下流側左岸橋台角

二十六号 佐賀県神埼市千代田町柳島、中地橋下流側右岸橋台角

二十七号 佐賀県神埼市千代田町柳島、中地橋下流側左岸橋台角

